

へブンアーティスト活動に当たっての感染拡大防止ガイドライン

令和3年10月改定

1 アーティスト向け対策

- (1) アーティストは、公演日に検温、体調確認を行う。発熱やせき等の風邪の症状があるなど体調不良の場合は公演を行わない。
- (2) アーティストは、マスクを正しく着用（鼻と口をしっかりと覆う）の上、公演を行う。（管楽器の演奏、歌唱、アクロバット等やパントマイム等発声を伴わない演目等についても同様とする。）なお、高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症等のリスクが高くなるおそれがあるため、アーティストは、感染予防対策、熱中症対策及び公演内容を考慮して、公演の実施を判断すること。
- (3) アーティストは、自身で用意したロープやマーカー等を用いて公演スペースを明示するなど、公演中のアーティストと観覧者との間隔（2m）を確保する対応を取る。
- (4) 公演中、客上げやハイタッチ等、観覧者との身体的接触や至近距離での会話を伴う演出は行わない。
- (5) アーティストの器具を観覧者に触れさせる、観覧者の所有物をアーティストが触れるような演出を行わない。
- (6) アーティストは、厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）等、感染者と接触した可能性がある場合に利用者に通知するサービスの登録を行うよう努める。
- (7) アーティストは、「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得及び掲示を行うよう努める。

2 観覧者向け対策

- (1) 公演時に、アーティストから観覧者に対し、マスク着用の上で観覧してもらうよう周知し、観覧者に未着用者がいる場合は公演を行わないこと。なお、高温・多湿といった環境下でのマスク着用は熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、環境に応じて公演を中断・中止すること。
- (2) 公演時に、アーティストから観覧者に対し、発声ではなく拍手での応援をお願いする。
- (3) アーティストは、公演前に観覧者の立ち位置に印をつける等、十分な観覧者と観覧者の間隔（1m）を確保する。
- (4) アーティストは、観覧者に対し看板等により、間隔をあけて観覧を促す掲示を行う。
- (5) アーティストは、観覧者に対し看板等により、厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）等、感染者と接触した可能性がある場合に利用者に通知するサービスの登録を推奨する。